

# 愛知県リサイクル資材評価制度実施要領

## 第1章 総則

### (基本方針)

第1条 この要領は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」の精神に基づき、循環型社会形成を推進するため、そのままでは不要物として廃棄されていたものを再生資源化し、原料として使用する建設資材（以下「リサイクル資材」という。）の活用を目的に確立した「愛知県リサイクル資材評価制度」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (愛知県リサイクル資材評価制度の総称等)

第2条 「愛知県リサイクル資材評価制度」を総称して「あいくる」という。

2 「あいくる」は、愛知県が発注する公共工事において、率先利用が見込まれるリサイクル資材を「あいくる材」として認定し、積極的な活用を図るものである。

## 第2章 あいくる材の認定

### (評価基準)

第3条 知事は、あいくる材の品質・性能及び環境安全性等（以下「品質等」という。）を評価するために必要な「愛知県リサイクル資材評価基準（以下「評価基準」という。）」を定めて公表する。

2 評価基準は、「愛知県リサイクル資材評価委員会」（以下「評価委員会」という。）の審議を経て定めるものとする。

### (認定申請)

第4条 あいくる材の認定申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、「あいくる材認定申請書」（様式第1）に次の各号に定める書類を添えて知事に申請することとする。

- 一 「再生資源納入証明書」（様式第2）
- 二 「品質管理状況報告書」（様式第3）
- 三 「環境負荷報告書」（様式第4）
- 四 「あいくる材価格調書」（様式第5（様式第5別紙を含む。））
- 五 その他必要書類

### (認定申請の受付)

第5条 前条に定める認定申請の受付は、年に3回、各々期間を定めて行う。

### (申請者の要件)

第6条 申請者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 あいくる材の製造を行う者（当分の間、国内の製造者に限る。以下「製造者」という。）であること。
- 二 あいくる材の販売を行う者（以下「販売者」という。）であること。ただし、その場合は製造者と連名で申請しなければならない。

2 申請者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

#### **(不誠実行為の禁止)**

第7条 申請者は認定申請において、試験結果のねつ造、事実と異なる報告等の不誠実な行為をしてはならない。

#### **(審査に必要な事項の要請)**

第8条 知事は、申請資材の審査に必要な場合は、申請者に対して次の各号に記す事項を求めることができる。

- 一 追加資料の提出、若しくは追加試験の実施。ただし、これに要する費用は、申請者の負担とする。
- 二 申請資材の製造工場等への立入調査。なお、立入調査時は、認定申請書に記載する品質管理責任者が立会すること。

#### **(評価委員会)**

第9条 知事は、あいくる材の評価に関する事項を審議するため、第3条第2項に記す評価委員会を設置する。

- 2 評価委員会の構成及び運営の細目については、別の要綱に定める。

#### **(評価委員会への付議)**

第10条 知事は、第2項の各号に記すあいくる材の評価に関する事項を審査した上で、評価委員会に付議するものとする。

- 2 評価委員会は、付議された案件について審議する。
  - 一 評価基準に対する適合性
  - 二 建設資材としての総合的妥当性

#### **(認定)**

第11条 知事は、評価委員会の審議結果に基づき、評価基準に適合し、かつ建設資材として使用することが妥当であると考えられる資材をあいくる材として認定し、「あいくる材認定証」(様式第6)(以下「認定証」という。)を交付するものとする。

- 2 認定の有効期間は、認定の日から3年とする。

#### **(あいくるマークの表示)**

第12条 あいくる材の製造者及び販売者(以下「認定を受けた者」という。)は、あいくる材の認定を受けた旨の表示(別表1。以下「あいくるマーク」という。)を付すことができる。

- 2 何人も、あいくる材の認定を受けずに、あいくるマーク及びあいくるマークと誤認される可能性がある表示を付してはならない。

#### **(あいくる材の販売)**

第13条 あいくる材の認定を受けた者は、認定証の交付を受けた後、その認定の有効期間において、あいくる材として販売できることとする。

- 2 認定を受けた者は、申請書に記載した用途以外に使用する目的で、あいくる材を販売、若しくは供給してはならない。

#### **(あいくる材の品質確保)**

第14条 認定を受けた者は、あいくる材の品質等を確保するため、次の各号に記す事項に努めなければならない。

- 一 あいくる材が評価基準に適合するように、品質等に関する確認試験を定期的  
に実施し、品質等の維持管理に努めること。
- 二 前号の規定により実施した品質等に関する確認試験の結果を記録し、その関係  
書類とともに5年間保存すること。
- 三 あいくる材を販売、若しくは供給した者に対して、使用方法等を確認し、その  
使用状況を把握するとともに、その記録を5年間保存すること。
- 四 知事が第二号及び第三号に定める記録を求めた場合は、速やかに提出すること。

**(特管使用あいくる材における説明責任)**

第14条の2 原料又は再生資源の原料に特別管理廃棄物を使用したあいくる材(以下、「特管使用あいくる材」という。)の認定を受けた者は、特管使用あいくる材を販売、若しくは供給する者に対して、「販売説明書」(様式第13)により説明し、記録するとともに5年間保存すること。

**(実績報告等)**

第15条 認定を受けた者は、第一号から第三号に定める書類を年に1回、知事に提出しなければならない。

- 一 「あいくる材価格調書」(様式第5(様式第5別紙を含む。))
- 二 「あいくる材納入実績報告書」(様式第7)
- 三 「あいくる材評価基準適合状況報告書」(様式第8)
- 四 第一号及び第二号に記す書類は、5月31日までに提出することとし、第三号に記す書類は、あいくる材の認定の日から1年及び2年を経過する日の前1ヶ月までに提出することとする。

**(特管使用あいくる材の実績報告等)**

第15条の2 特管使用あいくる材の認定を受けた者は、前条にかかる書類提出に加え、第一号及び第二号に定める書類を年に3回、知事に提出しなければならない。

- 一 「販売記録報告書」(様式第14)
- 二 「環境に対する安全性適合状況報告書」(様式第15)

**(特管使用あいくる材を製造する工場の立入調査)**

第15条の3 知事は、特管使用あいくる材の認定を受けた者に対して、特管使用あいくる材の製造工場等への立入調査を求めることができる。

**(変更届)**

第16条 認定を受けた者は、認定申請書に記載した申請者の氏名等、申請内容に変更があったときは、遅滞なく「変更届」(様式第9)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の変更届を受理したときは、届出の内容を審査するとともに、評価委員会及び「愛知県リサイクル資材利用検討委員会」(以下「利用検討委員会」という。)に報告する。

**(その他報告事項)**

第17条 認定を受けた者は、次の各号に記す事項に該当したときは、遅滞なく知事に報告しなければならない。

- 一 あいくる材の製造を停止し、認定期間内に製造を開始する予定がないときは、

「製造廃止届」(様式第10)を知事に提出する。

二 あいくる材における品質等の問題が生じたときは、「状況報告書」(様式第11)を知事に提出する。

#### (更新申請)

第18条 認定の有効期間が満了した後も、継続してあいくる材の認定を受けようとする者は、有効期間の満了する日以前に、あいくる材の認定を更新しなければならない。この場合、更新申請に係るリサイクル資材は、審査結果が明らかになるまでの間は、第11条第2項の規定にかかわらず、認定の効果を有する。

2 あいくる材の認定を更新しようとする者は、「あいくる材認定更新申請書」(様式第12)に次の各号に定める書類を添えて知事に申請することとする。

一 第4条第一号から第四号までに定める書類(様式第2から様式第5(様式第5別紙を含む))

二 その他必要書類

3 第5条から第8条まで及び第10条から前条までの規定は、第1項の更新申請の場合において準用する。

4 更新及び非更新の状況については、評価委員会及び利用検討委員会に報告するものとする。

#### (評価基準の変更等)

第19条 知事は、あいくるの運用上必要と認める場合に、評価基準の追加、変更及び廃止(以下「評価基準の変更等」という。)を行うことができる。

2 知事は、評価基準の変更等を行うときは、第3条第2項の規定を準用する。

3 知事は、評価基準の変更等を行った場合は、その内容を公表する。

4 既に認定を受けたあいくる材が評価基準の変更等により適合しなくなった場合は、認定の有効期間内において、認定の効果が継続する。

#### (認定の取消し)

第20条 知事は、次の各号の一に該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

一 認定を受けた者から提出された第17条第二号に記す「状況報告書」の内容を審査した結果、あいくる材の使用に著しく支障が生ずることが判明したとき。

二 前号に定める以外で、認定を受けた者の責めに帰すべき事由により、あいくる材が評価基準に適合しなくなったとき。

三 認定、若しくは更新の際に、申請者が第7条に記す不誠実な行為をしたとき。

四 認定を受けた者が第6条に定める要件を備えていないことが判明したとき。

五 認定を受けた者から第17条第一号に記す「製造廃止届」が提出されたとき。

六 第13条から第17条に定める認定を受けた者の責務を履行するに際し、認定を受けた者が不誠実な行為をしたとき。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定を受けた者にその旨を通知し、速やかに公表するとともに、評価委員会及び利用検討委員会に報告するものとする。

3 第1項第二号及び第三号の規定により認定が取り消された者は、取り消しの通知

がされた日から3年を経過した後でなければ、第4条の認定申請ができないこととする。

### 第3章 あいくる材の率先利用方針

#### (率先利用方針)

第21条 知事は、あいくる材の率先利用方針を定め、愛知県の公共工事においてあいくる材の率先利用に努めるものとする。

2 知事は、あいくる材の率先利用について、市町村、関連団体等への周知に努めるとともに、あいくる材の活用によりリサイクル資材の製造及び流通の円滑な発展を支援するものとする。

#### (利用検討委員会)

第22条 知事は、あいくる材の利用に関する事項を審議するため、利用検討委員会を設置する。

2 利用検討委員会の構成及び運営の細目については、別の要綱に定める。

### 第4章 雑則

#### (損害に対する責任)

第23条 知事は、あいくる材の使用により生じた損害に対する責任を負わない。

#### (立入調査)

第24条 知事は、あいくるの運用に必要な場合は、品質等を確認するため、認定を受けた者に対して、製造工場等への立入調査を求めることができる。

#### (実施機関)

第25条 あいくる材の認定申請の受付及び認定証の交付等の事務は、建設部建設企画課で行う。

#### (その他)

第26条 この実施要領に定めることのほか必要なことは、知事が別に定める。

#### 附 則

この実施要領は、平成14年 4月 1日から施行する。

この実施要領は、平成16年 4月 1日から施行する。

この実施要領は、平成16年 8月16日から施行する。

この実施要領は、平成17年 3月 3日から施行する。

この実施要領は、平成17年11月25日から施行する。

この実施要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

この実施要領は、平成19年 7月17日から施行する。

この実施要領は、平成21年 8月 1日から施行する。

この実施要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

この実施要領は、平成22年12月28日から施行する。

この実施要領は、平成25年 8月 1日から施行する。

この実施要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。  
この実施要綱は、平成28年11月1日から施行する。